年　月　日

　殿

損 害 補 償 の 処 理 計 画 書 兼 実 施 報 告 書

　　１　工事番号　　　　　第　　　　号

　　２　工事件名

　　３　工　　　期　 　　　年　月　日～　　　年　月　日

　　４　受注者名

補償担当：　　　　　　　（電話番号）

現場担当：　　　　　　　（電話番号）

　　５　調査会社名

　　　　　　　　　担当者：　　　　　　　（電話番号）

計画・実施表　　　　　　　上段は赤で計画を示し、下段は黒で実施を示す。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 　　　　　　時　　期項　　目 | 　年 | 備　　考 |
| 月 | 月 | 月 | 月 | 月 | 月 | 月 | 月 | 月 | 月 | 月 | 月 |  |
| 工事後の連絡先のお知らせの配布 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | 予定件数　件実施件数　件 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 地盤安定の確認 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 下水道工事完了に伴う家屋調査についての配布・回収 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | 予定　件実施　件 | 予定　　件実施件 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 調査請求書兼補償請求書の配布・回収 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | 予定　件実施　件 | 予定件実施件 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 家屋調査の実施 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | 予定件数　件実施件数　件 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 報告書の作成・提出 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 折衝予定 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

|  |
| --- |
| 遅延理由 |

　　　　　　　　　　　　　　　 工事に起因する

第三者損害の補償に関する協定書

　東京都（以下「甲」という。）と受注者　　　　　 (以下「乙」という。)とは、　　第　　　　号　　　　　　　　　　　　　　　　　　　工事に起因して発生した第三者損害の補償事務に関し、【土木工事標準仕様書】第５章5.1.3の規定に基づき「損害補償の処理計画書兼実施報告書」が提出されたので、次のとおり協定を取り交わす。

(目的)

第１条　この協定は、第三者損害の補償事務に関する基本的事項を定め、相互の関係事

務の適正かつ円滑な処理を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第２条　この協定における用語の定義は次のとおりとする。

1. 第三者損害　下水道工事に起因して第三者の建物、工作物等に及ぼした損害

をいう。

1. 補償事務　　第三者損害の調査及び認定、補償費用の査定、和解折衝等を

いう。

1. 補償費用　　下水道工事に係る第三者への補償費用、事後調査費用をいう。

(協定の適用範囲)

第３条　この協定の適用範囲は、別紙１「事前調査個所案内図」のとおりとする。

(補償事務の流れ)

第４条　乙は、甲の「損害補償実務の手引」に基づき事後調査を行う。事後調査は　年

月に甲と乙が協議の上、地盤安定の確認を行い、遅滞なく開始すること。

２　乙は事後調査終了後、事後調査報告書等を速やかに提出する。

３　事後調査終了後、乙の作成した事後調査報告書等により、甲が損害の認定及び補償

費用、事後調査費用を算出する。

４　算出された補償費用に基づき、乙が和解折衝を行う。

(補償費用及び負担割合)

第５条　補償費用及び負担割合については、別途協議する。

(連絡員の指定)

第６条　甲、乙は、補償事務を円滑に処理するために各々連絡員を定め、誠意を持って

相互に協力しあうものとする。

(資料の作成及び提出)

第７条　乙は、別添「補償に関する提出書類の整理方法」に基づき事後調査報告書等を作成すること。

　　事後調査報告書等の提出は、紙媒体での納品とする。ただし、当局が求めた場合は、電子データも提出すること。

(個人情報等の取扱について)

第８条　乙は、業務上知り得た個人情報等を他に漏らしてはならない。また、業務上

取得、作成した文書等の情報管理を徹底しなければならない。

(その他)

第９条　この協定に定めのない事項又は協定の条項の解釈に疑義を生じた場合は、その

都度、甲、乙が協議して定めるものとする。

　この協定締結の証として、本書２通を作成し、甲、乙が記名押印の上、各１通を保有する。

年　　月　　日

甲

乙